消費税転嫁拒否行為に対する対応実績（平成２７年４月まで）

公 正 取 引 委 員 会
中　小　企　業　庁

平成27年４月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表１：消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注３）	措置請求
５，４０６件	２，４５６件	１，７６０件 ≪８８件※≫	２１件 ≪４件≫	５件

（注１）　公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成27年４月までの累計（平成25年10月～平成27年４月）。≪　≫内の件数は，大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。
（注２）　消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）　勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（８５件→８８件、令和３年９月２４日）。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１３２件	２件	１３４件
製造業	５７９件	０件	５７９件
情報通信業	１６５件	１件	１６６件
運輸業（道路貨物運送業等）	１６３件	０件	１６３件
卸売業	１５３件	１件	１５４件
小売業	１７０件	４件	１７４件
不動産業	４１件	２件	４３件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	１１２件	０件	１１２件
医療福祉	２２件	１件	２３件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	２６件	０件	２６件
その他（注５）	１９７件	１０件	２０７件
合　計	１，７６０件	２１件	１，７８１件

（注４）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５）　「その他」は，旅行業，自動車整備業・機械等修理業，労働者派遣業等である。

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５０件	３件	５３件
買いたたき（注６）	１，４３２件	２１件	１，４５３件
役務利用・利益提供の要請	６８件	０件	６８件
本体価格での交渉の拒否	２４５件	０件	２４５件
合　計（注７）	１，７９５件	２４件	１，８１９件

（注６）　買いたたきの勧告及び指導件数には，平成26年３月31日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。

消費税転嫁拒否行為に対する対応実績（平成２７年５月まで）

公 正 取 引 委 員 会
中　小　企　業　庁

平成27年５月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表１：消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注３）	措置請求
６，０９６件	２，５７０件	１，８２５件 ≪９０件※≫	２２件 ≪４件≫	５件

（注１）　公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成27年５月までの累計（平成25年10月～平成27年５月）。≪　≫内の件数は，大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。
（注２）　消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）　勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（８７件→９０件、令和３年９月２４日）。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１４１件	２件	１４３件
製造業	５８７件	０件	５８７件
情報通信業	１７４件	１件	１７５件
運輸業（道路貨物運送業等）	１６７件	０件	１６７件
卸売業	１５９件	１件	１６０件
小売業	１７５件	４件	１７９件
不動産業	４１件	２件	４３件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	１２１件	０件	１２１件
医療福祉	２４件	１件	２５件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	２６件	０件	２６件
その他（注５）	２１０件	１１件	２２１件
合　計	１，８２５件	２２件	１，８４７件

（注４）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５）　「その他」は，旅行業，自動車整備業・機械等修理業，労働者派遣業等である。

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５２件	３件	５５件
買いたたき（注６）	１，４９７件	２２件	１，５１９件
役務利用・利益提供の要請	６９件	０件	６９件
本体価格での交渉の拒否	２４５件	０件	２４５件
合　計（注７）	１，８６３件	２５件	１，８８８件

（注６）　買いたたきの勧告及び指導件数には，平成26年３月31日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。

消費税転嫁拒否行為に対する対応実績（平成２７年６月まで）

公正取引委員会
中 小 企 業 庁

平成２７年６月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表１：消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注３）	措置請求
６，２３４件	２，７２２件	１，９３６件 ≪９２件※≫	２７件 ≪７件≫	５件

（注１）　公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成 27 年 6 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 27 年 6 月）。≪　≫内の件数は，大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。
（注２）　消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）　勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（８９件→９２件、令和３年９月２４日）。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１６８件	２件	１７０件
製造業	６０２件	０件	６０３件
情報通信業	１９４件	１件	１９５件
運輸業（道路貨物運送業等）	１６９件	０件	１６９件
卸売業	１６２件	１件	１６３件
小売業	１７９件	７件	１８６件
不動産業	４５件	３件	４８件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	１３１件	０件	１３１件
医療福祉	２６件	１件	２７件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	２８件	０件	２８件
その他（注５）	２３２件	１２件	２４４件
合　計	１，９３６件	２７件	１，９６３件

（注４）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５）　「その他」は，旅行業，自動車整備業・機械等修理業，労働者派遣業等である。

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	５９件	３件	６２件
買いたたき（注６）	１，５９８件	２７件	１，６２５件
役務利用・利益提供の要請	７０件	０件	７０件
本体価格での交渉の拒否	２４６件	０件	２４６件
合　計（注７）	１，９７３件	３０件	２，００３件

（注６）　買いたたきの勧告及び指導件数には，平成 26 年 3 月 31 日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。

消費税転嫁拒否行為に対する対応実績（平成２７年７月まで）

公 正 取 引 委 員 会
中　小　企　業　庁

平成27年７月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表１：消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注３）	措置請求
６，５２８件	２，８４２件	２，０３４件 ≪９４件※≫	２８件 ≪７件≫	５件

（注１）　公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成27年７月までの累計（平成25年10月～平成27年７月）。≪　≫内の件数は，大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。
（注２）　消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）　勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（９１件→９４件、令和３年９月２４日）。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

業種	指導	勧告	合計
建設業	１９０件	２件	１９２件
製造業	６１０件	０件	６１０件
情報通信業	２０５件	２件	２０７件
運輸業(道路貨物運送業等)	１７３件	０件	１７３件
卸売業	１６８件	１件	１６９件
小売業	１８６件	７件	１９３件
不動産業	４９件	３件	５２件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	１４０件	０件	１４０件
医療福祉	２９件	１件	３０件
事業サービス業(ビルメンテナンス業・警備業等)	２９件	０件	２９件
その他（注５）	２５５件	１２件	２６７件
合　計	２，０３４件	２８件	２，０６２件

（注４）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５）　「その他」は，旅行業，自動車整備業・機械等修理業，労働者派遣業等である。

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	６５件	３件	６８件
買いたたき（注６）	１，６９２件	２８件	１，７２０件
役務利用・利益提供の要請	７０件	０件	７０件
本体価格での交渉の拒否	２４８件	０件	２４８件
合　計（注７）	２，０７５件	３１件	２，１０６件

（注６）　買いたたきの勧告及び指導件数には，平成26年３月31日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。

消費税転嫁拒否行為に対する対応実績（平成２７年８月まで）

公 正 取 引 委 員 会
中　小　企　業　庁

平成２７年８月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表１：消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注３）	措置請求
６，８９１件	２，９１８件	２，１０５件 ≪９６件※≫	２８件 ≪７件≫	５件

（注１）　公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成 27 年 8 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 27 年 8 月）。≪　≫内の件数は，大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。
（注２）　消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）　勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（９３件→９６件、令和３年９月２４日）。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

業種	指導	勧告	合計
建設業	２００件	２件	２０２件
製造業	６２０件	０件	６２０件
情報通信業	２１３件	２件	２１５件
運輸業（道路貨物運送業等）	１７５件	０件	１７５件
卸売業	１７２件	１件	１７３件
小売業	１９３件	７件	２００件
不動産業	５５件	３件	５８件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	１４５件	０件	１４５件
医療福祉	２９件	１件	３０件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	２９件	０件	２９件
その他（注５）	２７４件	１２件	２８６件
合 計	２，１０５件	２８件	２，１３３件

（注４）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５）　「その他」は，旅行業，自動車整備業・機械等修理業，労働者派遣業等である。

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	６８件	３件	７１件
買いたたき（注６）	１，７６３件	２８件	１，７９１件
役務利用・利益提供の要請	７０件	０件	７０件
本体価格での交渉の拒否	２４８件	０件	２４８件
合 計（注７）	２，１４９件	３１件	２，１８０件

（注６）　買いたたきの勧告及び指導件数には，平成 26 年３月 31 日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。

消費税転嫁拒否行為に対する対応実績（平成27年９月まで）

公正取引委員会
中 小 企 業 庁

平成27年９月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表１：消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注３）	措置請求
7,016件	2,984件	2,193件 ≪100件※≫	28件 ≪７件≫	５件

（注１）　公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成27年９月までの累計（平成25年10月～平成27年９月）。≪　≫内の件数は，大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。
（注２）　消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）　勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（９７件→１００件、令和３年９月２４日）。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

業種	指導	勧告	合計
建設業	221件	２件	223件
製造業	634件	０件	634件
情報通信業	223件	２件	225件
運輸業（道路貨物運送業等）	180件	０件	180件
卸売業	178件	１件	179件
小売業	200件	７件	207件
不動産業	62件	３件	65件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	153件	０件	153件
医療福祉	29件	１件	30件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	29件	０件	29件
その他（注５）	284件	12件	296件
合　計	2,193件	28件	2,221件

（注４）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５）　「その他」は，旅行業，自動車整備業・機械等修理業，労働者派遣業等である。

【表の業種項目，その他の例示業種はＰ】

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	69件	３件	72件
買いたたき（注６）	1,851件	28件	1,879件
役務利用・利益提供の要請	70件	０件	70件
本体価格での交渉の拒否	248件	０件	248件
合　計（注７）	2,238件	31件	2,269件

（注６）　買いたたきの勧告及び指導件数には，平成26年３月31日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。

消費税転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 27 年 10 月まで）

公 正 取 引 委 員 会
中　小　企　業　庁

平成 27 年 10 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表１：消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注３）	措置請求
7,255 件	3,079 件	2,257 件 ≪102 件※≫	29 件 ≪７件≫	５件

（注１）　公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成 27 年 10 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 27 年 10 月）。≪　≫内の件数は，大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。
（注２）　消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）　勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（９９件→１０２件、令和３年９月２４日）。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

業種	指導	勧告	合計
建設業	234 件	２件	236 件
製造業	643 件	０件	643 件
情報通信業	234 件	２件	236 件
運輸業(道路貨物運送業等)	181 件	０件	181 件
卸売業	182 件	１件	183 件
小売業	206 件	７件	213 件
不動産業	64 件	４件	68 件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	158 件	０件	158 件
医療福祉	40 件	２件	42 件
その他（注５）	315 件	11 件	326 件
合　計	2,257 件	29 件	2,286 件

（注４）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５）　「その他」は，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等），自動車整備業・機械等修理業等である。

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	76 件	３件	79 件
買いたたき（注６）	1,908 件	29 件	1,937 件
役務利用・利益提供の要請	70 件	０件	70 件
本体価格での交渉の拒否	252 件	０件	252 件
合　計（注７）	2,306 件	32 件	2,338 件

（注６）　買いたたきの勧告及び指導件数には，平成 26 年３月 31 日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。

消費税転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 27 年 11 月まで）

公 正 取 引 委 員 会
中　小　企　業　庁

平成 27 年 11 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表１：消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注３）	措置請求
7,466 件	3,217 件	2,329 件 ≪104 件※≫	29 件 ≪７件≫	５件

（注１）　公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成 27 年 11 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 27 年 11 月）。≪　≫内の件数は，大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。
（注２）　消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）　勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（１０１件→１０４件、令和３年９月２４日）。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

業種	指導	勧告	合計
建設業	246 件	２件	248 件
製造業	650 件	０件	650 件
情報通信業	246 件	２件	248 件
運輸業(道路貨物運送業等)	187 件	０件	187 件
卸売業	183 件	１件	184 件
小売業	210 件	７件	217 件
不動産業	68 件	４件	72 件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	168 件	０件	168 件
医療福祉	41 件	２件	43 件
その他（注５）	330 件	11 件	341 件
合　計	2,329 件	29 件	2,358 件

（注４）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５）　「その他」は，事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等），自動車整備業・機械等修理業等である。

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	79 件	３件	82 件
買いたたき（注６）	1,978 件	29 件	2,007 件
役務利用・利益提供の要請	70 件	０件	70 件
本体価格での交渉の拒否	252 件	０件	252 件
合　計（注７）	2,379 件	32 件	2,411 件

（注６）　買いたたきの勧告及び指導件数には，平成 26 年３月 31 日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。

消費税転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 27 年 12 月まで）

公 正 取 引 委 員 会
中　小　企　業　庁

平成 27 年 12 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表１：消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注３）	措置請求
7,556 件	3,317 件	2,398 件 ≪107 件※≫	31 件 ≪７件≫	５件

（注１）　公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成 27 年 12 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 27 年 12 月）。≪ ≫内の件数は，大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。
（注２）　消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）　勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（１０４件→１０７件、令和３年９月２４日）。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

業種	指導	勧告	合計
建設業	258 件	２件	260 件
製造業	660 件	０件	660 件
情報通信業	257 件	２件	259 件
運輸業（道路貨物運送業等）	187 件	０件	187 件
卸売業	189 件	１件	190 件
小売業	217 件	７件	224 件
不動産業	71 件	６件	77 件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	170 件	０件	170 件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	47 件	０件	47 件
その他（注５）	342 件	13 件	355 件
合 計	2,398 件	31 件	2,429 件

（注４）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５）　「その他」は，医療福祉，自動車整備業・機械等修理業等である。

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	81 件	３件	84 件
買いたたき（注６）	2,044 件	31 件	2,075 件
役務利用・利益提供の要請	71 件	０件	71 件
本体価格での交渉の拒否	252 件	０件	252 件
合 計（注７）	2,448 件	34 件	2,482 件

（注６）　買いたたきの勧告及び指導件数には，平成 26 年３月 31 日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。

消費税転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 28 年１月まで）

公 正 取 引 委 員 会
中　小　企　業　庁

平成 28 年１月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表１：消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注３）	措置請求
7,686 件	3,398 件	2,447 件 ≪108 件※≫	32 件 ≪７件≫	５件

（注１）　公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成 28 年 1 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 28 年１月）。≪ ≫内の件数は，大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。
（注２）　消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）　勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（１０６件→１０８件、令和３年９月２４日）。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

業種	指導	勧告	合計
建設業	264 件	２件	266 件
製造業	670 件	１件	671 件
情報通信業	268 件	２件	270 件
運輸業(道路貨物運送業等)	187 件	０件	187 件
卸売業	192 件	１件	193 件
小売業	221 件	７件	228 件
不動産業	73 件	６件	79 件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	172 件	０件	172 件
事業サービス業(ビルメンテナンス業・警備業等)	48 件	０件	48 件
その他（注５）	352 件	13 件	365 件
合 計	2,447 件	32 件	2,479 件

（注４）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５）　「その他」は，医療福祉，自動車整備業・機械等修理業等である。

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	82 件	３件	85 件
買いたたき（注６）	2,093 件	32 件	2,125 件
役務利用・利益提供の要請	71 件	０件	71 件
本体価格での交渉の拒否	252 件	０件	252 件
合 計（注７）	2,498 件	35 件	2,533 件

（注６）　買いたたきの勧告及び指導件数には，平成 26 年３月 31 日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。

消費税転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 28 年 2 月まで）

公 正 取 引 委 員 会
中　小　企　業　庁

平成 28 年 2 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表１：消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注３）	措置請求
7,794 件	3,505 件	2,523 件 ≪110 件※≫	32 件 ≪７件≫	５件

（注１）　公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成 28 年２月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 28 年 2 月）。≪ ≫内の件数は，大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。
（注２）　消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）　勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（１０８件→１１０件、令和３年９月２４日）。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

業種	指導	勧告	合計
建設業	271 件	２件	273 件
製造業	685 件	１件	686 件
情報通信業	285 件	２件	287 件
運輸業(道路貨物運送業等)	191 件	０件	191 件
卸売業	198 件	１件	199 件
小売業	225 件	７件	232 件
不動産業	79 件	６件	85 件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	176 件	０件	176 件
事業サービス業(ビルメンテナンス業・警備業等)	50 件	０件	50 件
その他（注５）	363 件	13 件	376 件
合 計	2,523 件	32 件	2,555 件

（注４）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５）　「その他」は，医療福祉，自動車整備業・機械等修理業等である。

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	84 件	３件	87 件
買いたたき（注６）	2,168 件	32 件	2,200 件
役務利用・利益提供の要請	71 件	０件	71 件
本体価格での交渉の拒否	252 件	０件	252 件
合 計（注７）	2,575 件	35 件	2,610 件

（注６）　買いたたきの勧告及び指導件数には，平成 26 年３月 31 日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。

消費税転嫁拒否行為に対する対応実績（平成 28 年 3 月まで）

公 正 取 引 委 員 会
中　小　企　業　庁

平成 28 年 3 月までの公正取引委員会及び中小企業庁における消費税転嫁拒否行為に対する対応状況は下表のとおりである。

表１：消費税転嫁拒否行為に対する対応状況（注１）

調査着手	立入検査	指導（注２）	勧告（注３）	措置請求
7,870 件	3,612 件	2,628 件 ≪117 件※≫	32 件 ≪７件≫	５件

（注１）　公正取引委員会及び中小企業庁の合算。また，平成 28 年 3 月までの累計（平成 25 年 10 月～平成 28 年 3 月）。≪ ≫内の件数は，大規模小売事業者に対する指導又は勧告の件数で内数である。
（注２）　消費税転嫁拒否行為を行っていると回答した事業者に対する下請代金支払遅延等防止法に基づく中小企業庁の指導を含む。
（注３）　勧告は，公正取引委員会のみが行う。
※　件数を修正しました（１１５件→１１７件、令和３年９月２４日）。

表２：勧告及び指導件数の内訳（業種別）（注４）

業種	指導	勧告	合計
建設業	281 件	２件	283件
製造業	706件	１件	707件
情報通信業	308件	２件	310件
運輸業（道路貨物運送業等）	196件	０件	196件
卸売業	200件	１件	201件
小売業	235件	７件	242件
不動産業	85件	６件	91件
技術サービス業（広告・建築設計業等）	182 件	０件	182件
事業サービス業（ビルメンテナンス業・警備業等）	51 件	０件	51件
その他（注５）	384件	13 件	397件
合 計	2,628 件	32 件	2,660 件

（注４）　複数の業種にわたる事業者が勧告又は指導の対象となった場合は，当該事業者の主な業種を１件として計上している。
（注５）　「その他」は，医療福祉，自動車整備業・機械等修理業等である。

表３：勧告及び指導件数の内訳（行為類型別）

行為類型	指導	勧告	合計
減額	90件	３件	93件
買いたたき（注６）	2,271件	32 件	2,303件
役務利用・利益提供の要請	72件	０件	72件
本体価格での交渉の拒否	252件	０件	252件
合 計（注７）	2,685 件	35 件	2,720 件

（注６）　買いたたきの勧告及び指導件数には，平成 26 年３月 31 日以前に減額行為があり，同年４月１日以降に違反のおそれがあるものを含む。
（注７）　事業者の中には，複数の行為を行っている場合があり，表１及び表２に記載の件数とは一致しない。